

政体質を確立することが重要だと認識をしております。

二十七年度におきましても、臨財債の発行額は一・一兆円と抑制減額いたしましたし、交付税特別会計の借金も三千億円、計画どおり償還することにして、全体の額から見ると僅かという御意見もあるかもしれませんが、着実にそういう方向に向けて努力はしているところでございます。

○片山虎之助君 自治税務局長も来ているからついでに聞くけど、ゴルフ場利用税は私は二重課税だと思ってきましたよ。まあ二重課税ですよ、簡単に言えば、消費税取ってまたゴルフ利用税。

ただ、地方六団体があれだけ熱望するし、免除しましたよね、例えば高齢者七十歳以上だとか、障害者とか、学校の教育に使う場合には。

○委員長(谷本正明君) 時間ですので、お答えは簡潔に願います。

○政府参考人(平嶋彰英君) まず、二重課税という点でございますけれども、二重課税の定義にもよりますが、私どもの立場といたしましては、ゴルフ場の利用者に対して一日につき一定額、八百円なら八百円というのを課するゴルフ場利用税というのは、ゴルフ場の利用料金に対して一定の率を掛ける消費税とは異なるものでございますので、二重課税には当たらないというふうに考えております。

それから、ゴルフ場利用税につきましては、今、片山先生からおっしゃっていただいたとおりでございます、特に田舎のゴルフ場所在市町村で税収が上がると、そこに都会の方が来て様々な

行政サービスを受けているという面を考えますと、これは消費税が上がりましたがやはり存続していたければ有り難いというふうに考えているところでございます。

○片山虎之助君 終わります。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。本法案に関連して質問いたします。

地上デジタル化の移行から三年八か月たちまちで、使用可能なアナログテレビを継続して使用したいという要望や、買換え等に要する視聴者負担の平準化などの理由から、総務省はこれまでケーブルテレビ事業者などに対してデジ・アナ変換の暫定的導入というのを求めていますけれども、それもこの四月で完全に終了してしまうというところで。

そこで、総務省に伺いますが、現在、デジ・アナ変換による視聴可能世帯がどのくらいあるか、そのうちケーブルテレビ事業者との未契約の世帯数というのはどのくらい存在しているのか、お答えください。

○政府参考人(安藤友裕君) お答え申し上げます。

ケーブルテレビのデジ・アナ変換サービスにつきましては、委員御指摘のとおり、二〇一一年七月の地上アナログ放送停波に際して開始された暫定的なサービスでございます。個々のケーブルテレビ施設におけるデジ・アナ変換サービスの具体的な終了日は各事業者が設定しておるところでございます。基本的には、本年の一月二十九日から順次終了し、四月三十日まで全ての施設で終了する予定となっております。

まず、こうした中、御指摘のデジ・アナ変換サービスの視聴可能世帯数は何世帯かという点でございますが、この一連の順次終了していく前の本年一月一日現在で申し上げますと、三百三十一事業者、四百五十四施設でデジ・アナ変換サービスが当時実施されておりまして、これらの施設の加入世帯数の合計であるデジ・アナ変換サービス視聴可能世帯数は約二千五百七十万世帯というこ

とでございます。

また、デジ・アナ変換サービスの終了に伴い、地デジ視聴に対応が必要な世帯、これがどれくらいあるのかという御質問だと思いますが、この点につきましては、昨年九月にケーブルテレビ連盟が行った調査結果に基づけば、一台目のテレビがアナログテレビのみでデジ・アナ変換サービスを御利用されている世帯、これは約五十四万世帯だったと推計されているところでございます。

○吉良よし子君 時間ありませんので、短くできればお願いしたいと思っております。

では、こうした未契約の世帯への対応はどのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。とりわけ低収入の世帯については、総務省として地デジ化を進めてきた当初から支援を行ってきたと伺っていますけれども、それまでの実績とともに、先ほどの未契約世帯約五十四万世帯の中で支援制度に該当するとなった場合は新たにそれが適用されることになるのかということ、併せて確認させていただきます。

○政府参考人(安藤友裕君) お答え申し上げます。

低所得世帯に対する地デジチューナー等の支援、これにつきましては平成二十一年から行っておりまして、この六年間で約百二十万三千件ほど支援をさせていただいているところでございます。

また、このデジ・アナ変換サービスの利用世帯の関係でございますが、これにつきましても、同じような仕組みに基づきましてアナログテレビで地デジが可能となる簡易チューナー一台を無償で給付する支援措置、これは生活保護世帯等NHKの受信料全額免除世帯ということになります。

これを平成二十六年四月一日から実施しておりますところでございます。二十七年三月末時点で約三千の支援実績があるところでございます。

○吉良よし子君 今後、対応をお願いいたします。

○政府参考人(安藤友裕君) この支援措置につきましては、引き続き、全てのデジ・アナ変換サー

ビス終了、四月三十日が最終的に予定されておりますが、まだケーブルテレビ事業者その他の関係者と連携してチューナー支援を含めきめ細やかな対応を進めてまいります。その中で、この支援措置の申込みにつきましては、本年六月三十日まで継続して受け付けることとしておるところでございます。

○吉良よし子君 未契約世帯でそういう支援に該当する世帯に対しては本年六月三十日まで支給はしていくということですから、そうした制度があることというのは事業者などを通じて是非とも周知徹底していただきたいと思っております。

また、ケーブルテレビ事業者による地デジ放送のみの再放送サービスというのを提供している事業者も何と何とありますが、それは今、五百三十二事業者中三百八十三事業者と、まだ提供していない事業者も何と何とあります。

そうはいっても、有料なチャンネルは要らない、今までどおりのテレビが見られたらいいという方もいるわけですし、サービスを行っていない事業者に対しては、そういう地デジ放送のみのサービス提供をしていただくようにしてほしいと思っております。また、月額料金のについても、五百円から千円の事業者が三二・一％、千円から千五百円の事業者が三〇・三％で大半である一方で、二千円以上掛かるようなところも何と何とありますので、そうしたものを安価な額でできるだけ提供していただくようにということをやりたいと思います。

○政府参考人(安藤友裕君) 委員御指摘のとおり、地デジのみサービスあるいは低料金料金金でそういったサービスの提供、これは非常に重要な点でございます。

こうしたことから、総務省といたしましても、従前よりケーブルテレビ事業者や業界団体に対して、地デジのみサービスの導入及び可能な限り利用しやすい料金での提供、これについて要請を繰り返してきておるところでございます。引き続き、今後も視聴者にとって利用しやすい料金や